

議案第2号  
(諮問)

# 東大阪市生産緑地地区の 指定方針の改正について

令和元年度 第2回東大阪市都市計画審議会  
令和元年11月25日(月)

# 目次

1. 生産緑地地区指定の背景と基本方針
2. 本指定方針の位置付け
3. 東大阪市が求める生産緑地地区の機能
- 4-1. 生産緑地地区に指定する都市農地
- 4-2. 特定生産緑地に指定する生産緑地  
特定生産緑地の指定の期限を延長する特定生産緑地
5. 今後のスケジュール

# 1. 生産緑地地区指定の背景と基本方針

市街化区域における農地等（都市農地）・・・「宅地化すべきもの」



住宅開発等により衰退



急激な都市農地の宅地化が都市環境に与える影響は大きく・・・

緑地機能

多目的保留地機能

都市農地

都市計画

←生産緑地地区

良好な都市環境の形成に資する都市農地を計画的に保全していくため

東大阪市においても、

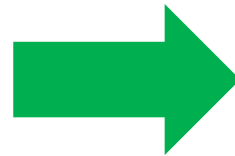
平成4年より生産緑地地区の指定

# 1. 生産緑地地区指定の背景と基本方針

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置付けを・・・、

「宅地化すべきもの」



都市に「あるべきもの」

生産緑地法（昭和49年法律第68号）の改正（平成29年）

- 生産緑地地区の面積要件を条例により緩和できること
- 特定生産緑地制度の創設 等



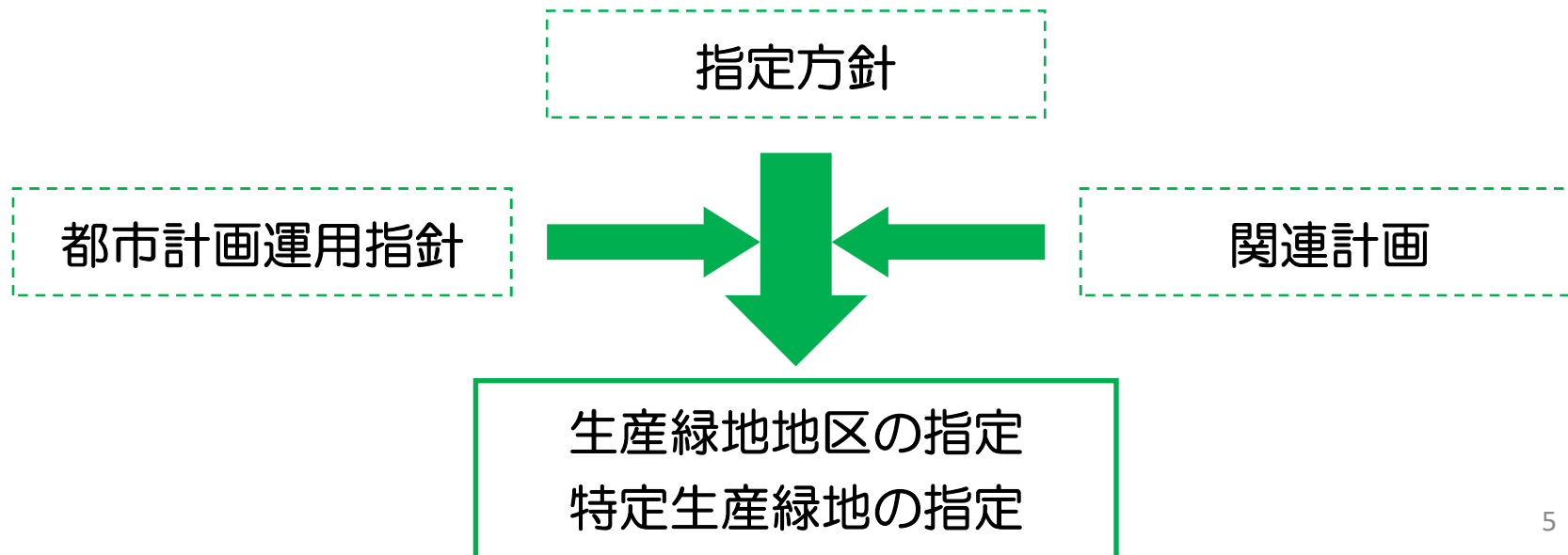
小規模な都市農地も含め、生産緑地を引き続き都市計画で担保

## 2. 本指定方針の位置付け

生産緑地法に規定される生産緑地地区及び特定生産緑地の指定について、

- 生産緑地法
- 生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）
- 生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）

に定めるもののほか、必要な事項を定めるため、「東大阪市生産緑地の指定方針（平成29年12月4日改正）」を改正するもの。



### 3. 東大阪市が求める生産緑地地区の機能

本市における都市環境に応じ、都市農地が有する次の機能を生産緑地地区に求めるものとする。

- 災害時におけるオープンスペース機能
- 良好な環境形成の機能
- 公共施設等の敷地の用に供する多目的保留地機能
- 農業活動の体験、学習機能
- その他良好な都市環境の形成に資する機能

(関連計画等で位置付け)

以上のいずれかの機能を有する都市農地を生産緑地地区に定めることにより、計画的に保全していく。

# 4-1. 生産緑地地区に指定する都市農地

## 改正案

### ▶ 生産緑地地区に指定する都市農地

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定される生産緑地地区に指定する都市農地は、生産緑地法第3条各項及び次の各号に掲げる要件に適合するものとする。ただし、生産緑地地区に指定することが適切でないと判断されるものは、この限りでない。

1. 東大阪市が求める生産緑地地区の機能のいずれかを有している都市農地のうち、適切に肥培管理されており、今後も継続的に適切な営農行為が見込まれる農地等であること
2. 「東大阪市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を定める条例（平成30年東大阪市条例第2号）」で定める面積を満たすもの
3. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定により認可又は承認が行われている都市計画施設の区域と重複しないもの

## 改正のポイント

「東大阪市が求める生産緑地地区の機能」のいずれかを有している都市農地を対象とすることを明記

継続的な営農行為が見込めないものは生産緑地地区に指定しないことを明記

生産緑地法第3条第2項に基づく条例により、面積要件を定めていることを明記

都市計画法第59条の認可又は承認が行われている区域内では、生産緑地地区に指定しないことを明記（現行と同様）

# 4-2. 特定生産緑地に指定する生産緑地 特定生産緑地の指定の期限を延長する特定生産緑地

## 改正案

- 特定生産緑地に指定する生産緑地、又は特定生産緑地の指定の期限を延長する特定生産緑地  
生産緑地法第10条の2第1項に規定される特定生産緑地に指定する生産緑地は、同条同項及び次の各号に掲げる要件に適合するものとする。また、生産緑地法第10条の3第1項に規定される特定生産緑地の指定の期限を延長する特定生産緑地についても同様とする。ただし、特定生産緑地に指定、又は特定生産緑地の指定の期限を延長することが適切でないとは判断されるものは、この限りでない。
1. 東大阪市が求める生産緑地地区の機能のいずれかを有している都市農地のうち、適切に肥培管理されており、今後も継続的に適切な営農行為が見込まれる農地等であること
  2. 生産緑地法第9条第1項に規定される原状回復命令を行ったにもかかわらず、是正されなかった生産緑地でないこと
  3. 都市計画法第59条の規定により認可又は承認が行われている都市計画施設の区域と重複しないもの

## 改正のポイント

「東大阪市が求める生産緑地地区の機能」のいずれかを有している都市農地を指定の対象とすることを明記

継続的な営農行為が見込めないものは指定の対象としないことを明記

生産緑地地区内で制限される行為を、許可無く行い、原状回復命令を受けてもなお是正されない生産緑地は、指定の対象としないことを明記

都市計画法第59条の認可又は承認が行われている区域内的の生産緑地は、指定の対象としないことを明記（現行と同様）<sup>8</sup>



## 5. 今後のスケジュール（案）

- 東大阪市生産緑地地区の指定方針の改正・・・令和元年12月

本件についていただいたご意見を踏まえ、東大阪市生産緑地地区の指定方針を改正いたします。

- 特定生産緑地制度についての周知・・・令和2年1月～3月

生産緑地地区指定の都市農地の権利者等を対象に、制度周知を行います。

- 都市計画審議会へ諮問・・・令和2年11月

特定生産緑地指定の同意が得られた生産緑地より、都市計画審議会に諮問のうえ、指定します。